

オフロード法について

1 背景・経緯

(1) 事務移譲

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 27 年法律第 50 号）（第 5 次地方分権一括法）により、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年法律第 51 号）（オフロード法）について、指導監督体制の充実に資することを目的に、一部事務が国から使用現場に近い都道府県へ移譲されることとなりました。

これより、平成 29 年 4 月 1 日から、同法に基づく技術基準適合命令、指導及び助言、報告徴収並びに立入検査の事務が移譲されています。

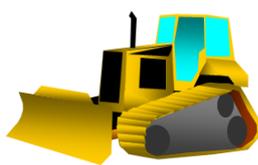
(2) オフロード車とは

公道を走行しない特殊な構造の作業車（油圧ショベル、ブルドーザ、フォークリフト等）です。

オンロードのトラック等と違い、エンジンが高負荷・高回転で連続使用される頻度が多いことが特徴です。



油圧ショベル



ブルドーザ



フォークリフト



普通型コンバイン

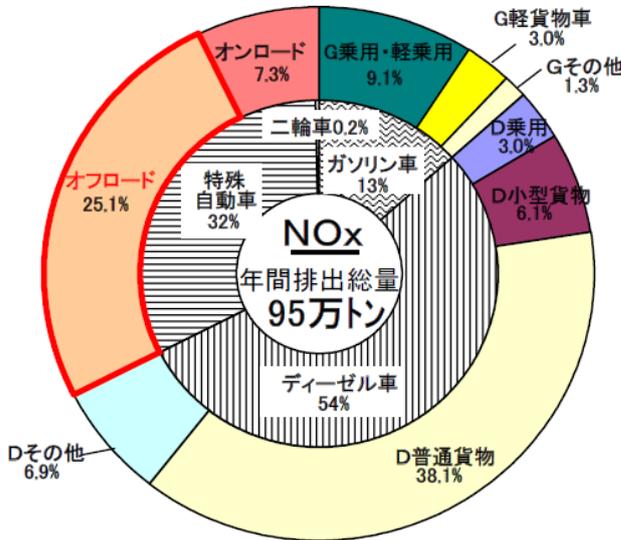
※ 1 : オフロード車の種類（例）

- ① 建設機械：油圧ショベル、ブルドーザ、ロード・ローラ、クローラ・クレーン
- ② 産業機械：フォークリフト
- ③ 農業機械：普通型コンバイン、一部の農耕トラクタ

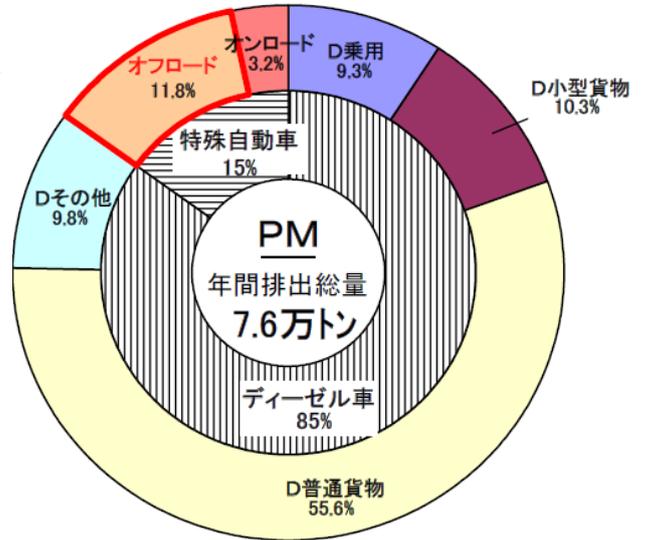
※ 2 : 油圧ショベルは、製造メーカーにより油圧式ショベル、ユンボ、バックホー、パワーショベル、ラグショベル等の商品名が付けられるなど、各オフロード車には様々な呼称があります。

(3) オフロード車からの排出量

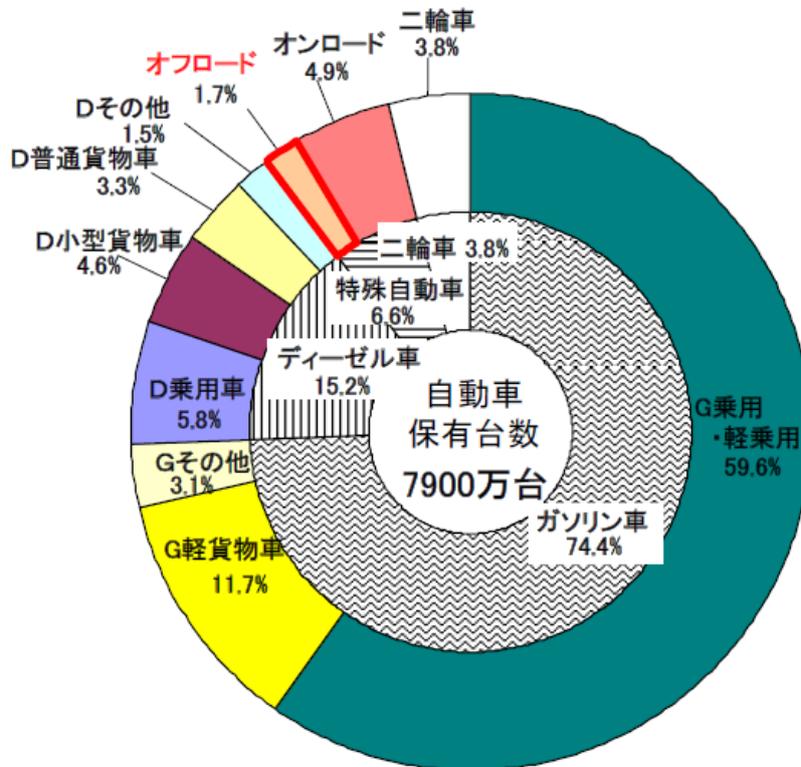
オフロード車の台数は全台数の1.7%と少ないが、そのNOx排出量は全排出量の25.1%、PM排出量は全排出量11.8%を占めています。



自動車からの車種別NOx排出量
(平成12年度)



自動車からの車種別PM排出量
(平成12年度)



自動車の車種別保有台数 (平成12年度)

出典：国土交通省 web ページ 第5回オフロード建設機械の排出ガス検討会 (H17.2) 資料3 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律及び政省令等について」 (抜粋)

2 オフロード法の概要

(1) 目的

この法律は、オフロード車の使用について規制を行うことにより、排出ガスを抑制し、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

〈参考：オフロード法第1条〉

(目的)

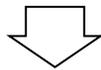
第1条 この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(2) 規制の枠組

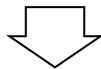
規制基準の適用日以降の新車は、排出ガス基準を満たす基準適合表示又は少数特例表示がないと使用できません。（確認書の例外あり）

【規制の枠組】

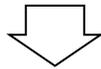
○ 主務大臣は、特定原動機（エンジン）の技術基準及び特定特殊自動車（オフロード車）の技術基準を規定（法第5条及び法第9条）



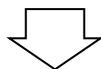
○ 特定原動機の作成等を業とする者（エンジンメーカー）の申請により主務大臣は、エンジンの型式を指定（法第6条）



○ 特定特殊自動車製作等事業者（車両メーカー）は、主務大臣に、型式指定エンジン搭載車両の型式を届出（法第10条）



○ 届出事業者（車両メーカー）は、基準適合表示を付す（法第12条）



○ オフロード車は、基準適合表示が付されたものでなければ使用してはならない（確認書の例外あり）（法第16条）

【基準適合表示・少数特例表示一覧】

燃料	表示区分	2006年基準	2011年基準	2014年基準
ガソリン 又は液化 石油ガス	技術基準 適合表示	① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とし、基準に適合するもの (基準の改正なし)		
	少数特例 表示	② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とし、少数生産車の基準に 適合するもの(基準の改正なし)		
軽油	技術基準 適合表示	① 軽油を燃料とし 2006年基準に適 合するもの	③ 軽油を燃料とし 2011年基準に適合 するもの	⑥ 軽油を燃料とし 2014年基準に適合 するもの
	少数特例 表示	② 軽油を燃料とし 2006年基準に適 合するもの	④ 軽油を燃料とし 2006年基準による 型式届出車であっ た型式もの	⑦ 軽油を燃料とし 2011年基準による 型式届出車であっ た型式もの
				⑤ 軽油を燃料とし 2011年基準による 型式届出車と同等 の排出ガス性能を 有するもの

注：表示は全部で8種類ある。

基準適合表示（法第12条第1項及び第2項）

①



③



⑥



少数特例表示（法第12条第3条）

②



④



⑦



⑤



⑧



※ 少数特例は年間30台
累計100台まで

【規制の適用開始日】

○ ガソリン・液化石油ガスを燃料とするオフロード車

定格出力が 19kW以上 56kW未満	平成 19 年（2007 年）10 月 1 日 （継続生産車及び輸入車は平成 20 年 9 月 1 日）
------------------------	---

○ 軽油を燃料とするオフロード車

定格出力が 19kW以上 37kW未満	平成 19 年（2007 年）10 月 1 日 （継続生産車及び輸入車は平成 20 年 9 月 1 日）
定格出力が 37kW以上 56kW未満	平成 20 年（2008 年）10 月 1 日 （継続生産車及び輸入車は平成 21 年 9 月 1 日）
定格出力が 56kW以上 75kW未満	平成 20 年（2008 年）10 月 1 日 （継続生産車及び輸入車は平成 22 年 9 月 1 日）
定格出力が 75kW以上 130kW未満	平成 19 年（2007 年）10 月 1 日 （継続生産車及び輸入車は平成 20 年 9 月 1 日）
定格出力が 130kW以上 560kW未満	平成 18 年（2006 年）10 月 1 日 （継続生産車及び輸入車は平成 20 年 9 月 1 日）

※ 継続生産車：規制の適用開始日前に製作したオフロード車と同一の型式のオフロード車

【確認書】

法第 17 条第 1 項のただし書により、基準適合表示又は少数特例表示がなくても、確認書があれば使用できます。

なお、平成 27 年度末現在、全国で 745 台です。

〈参考：オフロード法第 17 条第 1 項〉

（使用の制限）

第17条 特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、その使用の開始前に、主務大臣の検査を受け、その特定特殊自動車が特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合することの確認を受けたときは、この限りでない。

〈参考：オフロード法施行規則第 22 条〉

（主務大臣の確認）

第22条 法第17条第1項ただし書の確認を受けようとする者（以下「確認申請者」という。）は、主務大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第16）を、登録特定特殊自動車検査機関が特定特殊自動車検査事務を行う場合にあっては登録特定特殊自動車検査機関に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定特殊自動車を、主務大臣（登録特定特殊自動車検査機関が特定特殊自動車検査事務を行う場合にあっては登録特定特殊自動車検査機関）に提示しなければならない。

- 一 確認申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該特定特殊自動車の車名及び型式

三 特定特殊自動車の製造番号その他当該特定特殊自動車を識別することができる事項

四 登録特定特殊自動車検査機関が特定特殊自動車検査事務を行う場合にあっては、特定特殊自動車検査事務を行わせる登録特定特殊自動車検査機関の名称

- 2 前項の申請書及びその写しには、特定特殊自動車の外観図を添付しなければならない。
- 3 主務大臣又は登録特定特殊自動車検査機関は、第1項及び前項に規定するもののほか、確認申請者に対し、確認に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。
- 4 主務大臣は、確認をしたときは、確認申請者に確認証を交付するものとする。
- 5 特定特殊自動車の使用者は、確認証の交付を受けたときは、これを所持し、国又は都道府県の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 6 特定特殊自動車の使用者は、確認証を滅失し、又はき損したときは、再交付申請書（様式第17）を提出して、その再交付を受けることができる。

（3）オフロード車の技術基準

オフロード車の技術基準は大きく4項目あり、定量的な項目（排出ガス基準）とともに、ばい煙又は有害なガスを多量に発散しないことやエンジンの取付が確実であるなど定性的な3項目があります。

定量的な項目には、一酸化炭素、炭化水素及び黒煙があり、燃料の種類、定格出力、製作された時期などにより、適用される基準が異なります。

【オフロード車の技術基準（少数特定車等を除く）】

○ ガソリン・液化石油ガスを燃料とするオフロード車（アイドリング時）

定格出力	基準
定格出力が 19kW以上 560kW未満	一酸化炭素 1% 炭化水素 500ppm

○ 軽油を燃料とするオフロード車（無負荷急加速時）

定格出力	2006年基準	2011年基準	2014年基準
定格出力が 19kW以上 37kW未満	40%	25%	0.5m ⁻¹
定格出力が 37kW以上 56kW未満	35%	25%	0.5m ⁻¹
定格出力が 56kW以上 75kW未満	30%	25%	0.5m ⁻¹
定格出力が 75kW以上 130kW未満	25%	25%	0.5m ⁻¹
定格出力が 130kW以上 560kW未満	25%	25%	0.5m ⁻¹

※ 2006基準及び2011年基準は黒煙測定器、2014年基準はオパシメーターによるもの

※ エンジンの技術基準には、窒素酸化物、粒子状物質の基準もあります。

〈参考：オフロード法施行規則第 11 条〉

（特定特殊自動車技術基準）

第11条 法第9条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特定特殊自動車は、使用中ばい煙又は有害なガスを多量に発散しないものであること。
- 二 特定特殊自動車は、特定原動機の機能を損なわないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し主務大臣が告示で定める基準に適合するものであること。
- 三 搭載された特定原動機について、取り付けることができる特定特殊自動車の範囲が限定されている場合にあつては、特定特殊自動車が、当該範囲に応じたものであること。
- 四 搭載された特定原動機の取付けが確実であること。

3 オフロード法の特徴（大気汚染防止法等との主な相違点）

（1）型式の届出制

オフロード車は、ばい煙発生施設等と異なり、届出制ではありません。

※ オフロード車の型式は主務大臣への届出制であり、型式届出車一覧は環境省の Web ページ (http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html) にあります（参考参照）。

（2）オフロード法の対象車

- ・ 規制対象は原動機の定格出力が 19kW 以上 560kW 未満のものとしており、定格出力が 560kW 以上のものについては対象外となります。
- ・ 規制適用日以降に製作された新車のみを規制対象とします。

（3）主務大臣への報告

オフロード法では、整備命令、指導・助言、報告徴収及び立入検査をしたときは、主務大臣へ報告する規定があります。

この規程は、環境省の立入検査講習会によると、早期に水平展開する趣旨であることから、主務大臣に報告する立入検査は、立入検査のうち排出ガス測定を行うもの及び苦情等によるものとします。

この主務大臣への報告は本庁で行うこととしますが、上記に該当する立入検査については、その都度、本庁に報告してください。また、苦情等に伴わずパトロール的に任意の立入検査を行ったものについては、四半期報の記載欄を分けていますので、留意してください。

なお、使用者への指導に当たっては、大気汚染防止法等と同様に、行政指導である指導票・改善指示書等を活用してください。（行政指導は主務大臣に報告しません。）

（4）立入検査の範囲

国はこの法律の施行に必要な限度において立入検査をできますが、都道府

県は整備命令又は指導・助言に必要な限度において立入検査をできます。

このため、基準適合表示の違法表示などは厳密には都道府県の権限外です。

(大気汚染防止法等では、都道府県は法律の施行に必要な限度で立入検査ができます。)

(5) 管轄する地域

政令市、中核市及び特例市も県が管轄する地域です(名古屋市内は本庁)。

4 都道府県に移譲された事務

都道府県に移譲された事務は、以下の4つです。

- ・ 使用者への技術基準適合命令
 - ※ 使用者への指導に当たっては、大気汚染防止法等と同様に、行政指導である指導票・改善指示書等を活用
- ・ 業として使用する者への指針に即した指導及び助言
 - ※ 業として使用する者に限定
 - ※ 指針は「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針」(平成18年9月国土交通省告示第1152号)のみ
- ・ 使用者への報告徴収
 - ※ 行政指導である指導票・改善指示書等を活用
- ・ 使用者の工場等への立入検査
 - ※ 整備命令又は指導・助言に必要な限度
 - ※ 排出ガス測定は、アイドリング(ガソリン車・液化石油ガス車)又は無負荷急加速(軽油車)時に行うため、オフロード車での作業を中断し、操作説明などの協力をしてもらう必要があり、その趣旨で立入検査通知をする。